

## 第49回奈良県障害者作品展（北和展）開催要綱

### 第1 目 的

作品制作を通じて、障害のある人の自立更生に対する意欲の増進を図るとともに、広く県民の障害のある人に対する理解の促進を図ることを目的とする。

### 第2 主 催 奈 良 県

### 第3 開催日時等

- (1) 公開期間 令和3年12月4日(土)～12月9日(木)午前  
(ただし、令和2年12月6日(月)は休館)
- (2) 公開時間 午前9時～午後5時  
(ただし、最終日の12月9日(木)は午前12時まで)
- (3) 搬入・搬出日時  
搬入：令和3年12月2日(木)  
午後1時30分～午後6時30分  
令和3年12月3日(金)  
午前9時30分～午後12時  
搬出：令和3年12月9日(木)  
午後1時30分～午後4時30分

### 第4 開催場所

奈良市登大路町6-2  
奈良県文化会館 展示室A、B及び特別展示室

### 第5 出品資格者

県内に在住する障害児・者  
県内の施設に入・通所する障害児・者

### 第6 種 目

絵画、写真、書道、工芸、手芸、文芸（短歌、俳句、川柳）、コンピュータ・タイポ  
アートの7種目とする。

### 第7 出品点数

出品できる作品点数は、種目、個人作品、合同作品を問わず1人1点とする。

### 第8 表 彰

各種目の特に優秀な作品については、賞状を授与する。

### 第9 そ の 他

- (1) 昨年の受賞者が受賞作と同一種目に出品した場合及び制作を職業とする者が出品した場合は招待作品として展示するものとし、賞状の授与の対象としない。
- (2) 応募作品は全作品の展示を原則とするが、出品が多数の場合は展示できないことがある。
- (3) 出品された作品については、写真等により記録し、インターネットでの公開及び今後の広報活動等に使用することがある。なお、著作権等侵害の恐れがあると主催者側が判断した場合、インターネットでの公開を差し控えることがある。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、やむを得ず、奈良県障害者作品展または表彰式の開催を中止することがある。

## 第49回奈良県障害者作品展（北和展）出品要領

- 1 作品展への出品は本要領に基づくものとする。
- 2 作品を出品しようとする者（以下「出品者」という。）は、出品申込書（第1号様式）により、令和3年9月7日（火）までに「出品取りまとめ団体（以下「取りまとめ団体」という。）」へ申し込むものとする。取りまとめ団体とは、特別支援学校に通学している場合は当該学校、施設に入所している場合は当該施設、その他の場合は居住地を管轄する福祉事務所又は町村役場とする。（別紙①【書類提出フロー図】を参照）
- 3 出品申込書（第1号様式）を受理した取りまとめ団体は、出品報告書（第2号様式及び第3号様式）を、令和3年9月14日（火）までに、奈良県障害者作品展事務局へ提出するものとする。期限を過ぎた場合は、原則として受付しないものとする。（別紙①【書類提出フロー図】を参照）
- 4 出品者は作品に適当な額装、枠張り、装飾、設備等を行い、住所、氏名、題目を明記のうえ、取りまとめ団体の指示に従い、令和3年11月25日（木）までに、取りまとめ団体へ提出するものとする。（別紙②【作品提出・搬入フロー図】を参照）
- 5 作品を受理した取りまとめ団体は、出品者へ作品預り証（第4号様式）を交付するものとする。（別紙②【作品提出・搬入フロー図】を参照）
- 6 【搬入について】取りまとめ団体は、作品を令和3年12月2日（木）の午後1時30分から午後6時30分まで、もしくは令和3年12月3日（金）の午前9時30分から午前12時まで（詳細は後日通知）奈良県文化会館へ搬入するものとする。（別紙②【作品提出・搬入フロー図】を参照）
- 7 【搬出について】取りまとめ団体は、作品を令和3年12月9日（木）の午後1時30分から午後4時30分までに奈良県文化会館から搬出するものとする。（別紙③【作品搬出・返却フロー図】を参照）
- 8 【作品返却について】取りまとめ団体は、作品預り証（第4号様式）と引き換えに、出品者へ作品を返却する。（別紙③【作品搬出・返却フロー図】を参照）
- 9 作品の大きさについては、縦1.2m（書道に限り2.0m）、横1.8m、奥ゆき1.5m以内とする。（額装、枠張り、装飾、設備等を含む。）規定サイズを超えた作品は優秀作品選考の審査対象外とする。
- 10 出品者等が希望する場合は、作品介绍（作品の制作過程を紹介する写真、記事、団体紹介等）を、次の規格により作品に添付すること。
  - ① 写真、記事等は18cm×26cm（B5サイズ）以内の台紙に収まるよう割付けをしておくこと。
  - ② 割付けの内容については問わない。
  - ③ ①の台紙は、1作品又は1団体につき1枚とする。
- 11 出品された作品については十分に注意して取り扱うが、不可抗力による作品の紛失、き損その他については一切責任を負わないものとする。  
また、作品を吊り下げる強度が不十分である場合等に、展示期間中に落下するものについては撤去することもあるため、十分な強度をもって展示すること。